

經決第四號

年度末に於ける歳入金決算上の参考資料送付の件

昭和二十三年四月一日

厚生省復興局經理部 稿

厚生省復興局文書課長 殿

簿記の件別冊の送付するから事務上の参考に供せられ度い
追て昨二十一年度末の決算に於ては別冊の如き誤謬があり之が訂正に
おからず手数を要したので本年度は特に之の點に留意して其の完備を
期せられたい

1092

一 分掌官

徴収金決定書の注意事項について

徴収済領明細書と徴収済通知書との連繋について

(1) 徴収済通知書と徴収済領明細書との金額に符合しないものがある

が必ず符合する様注意され度い

(2) 徴収済通知書は徴収済領明細書に貼付するか又は一括綴綴して送

付ありたい

別々に送付せらるると日銀より直送の通知書と見誤り照會書を發

送する事手取を要するに注意ありたい

2. 收納済のものに對する證書の提出について

徴収済通知書を納金せる日銀取扱店より常部へ直送された場合は直

に夫々分掌官へ通知し同時にこれに對する證書の送付方要求して

あるがこれが送付のない為再照會を發するもの又は著しく回答の遅

れるもの等かあつて整理上支障があるので速かに提出ありたい

3. 徴入金を納付すべき機軸について

給與に屬する過誤拂の徴入金は納入告知書により國庫（日本銀行）

に納金すべきであるに拘らず、誤つて郵便局に納付し分掌官は郵便局の領收済通知書に徴收済領明細書を添付し送付し来るものあるかは誤りであるから將來特に注意されたい

(参考) 郵便局にて歳入金を取扱うものは左記の場合に限られてあ

る
郵便官署をして歳入金の受入及歳出金の繰替拂渡を取扱はしむる件 大正四下二七勅令第六號

郵便官署をして歳入金の受入をなすは其範圍及取扱に關する規程は逓信大臣、大藏大臣と協議してこれを完む

郵便官署をして歳入金の受入及歳出金の繰替拂を取扱はしむる件に關する規程 大正四下二八大藏省令第一號

大正四年勅令第六號に依り郵便官署をして取扱はしむることを得る歳入金の受入は左に掲げるものに限る

一 税務署が直接徴収する國稅金

二 北海道廳・府縣・税務署・財務局の收納する國庫の諸收入金

三 北海道廳及府縣に於て收納する健康保険に關する諸收入金

四 收入官吏が日本銀行に拂込むべき前三號收入金

五 專賣官署の收入官吏が日本銀行へ拂込むべき煙草專賣に關する收入金

六 市町村が日本銀行に送付する國稅金

七 徴收吏が日本銀行に拂込むべき國稅金

會計令第六條

日本銀行はこの勅令の規定によるの外大藏大臣の定むる處により

國庫金出納の事務を取扱わなければならない

又證憑書の科目別附録について

小切手發行後一ケ年以上経過して交付未済のもの

歳入納付金（科目雜入）と給與金の過誤拂の返納金（科目返納金）

を一葉の徴收済領明細書に漫記してあるものが多いが歳入科目を與にするから右は科目別に調製せられたい

5. 分掌官が發行する納入告知書について

納入金を納入人が日限に納付すると日限の發行する領收済通知書は分掌官を経由して徴收官に送付するとに規定せられて居りその處置が勵行されていない爲に日銀本店及経轉店の發行する歳入金月計突合表は初度照合を了するもの位に西支店のみにして他は再三照合の結果漸く收納金を把握するの状況であるから年度の更新に際しこの點留意勵行せられたい

三 歳入金決算上の注意事項について（收入官吏扱）

八 決算書類の提出期日に就いて

第四回半期決算は本年度の最終決算であり且會計令第二十一條に依る徴收官決算も各收入官吏の決算書提出の完了を俟つて行はれるの

で經決第一五七號に基く提出期日（當部到着月日）は必ず嚴守され
度い

尙收入金の取扱皆無の場合も其の旨報告され度い

（計規第二條出更規第一一三一三條給監第七一號參照）

2. 決算書類の様式に就いて

書式の相違せるものや訂正印洩れのもの等其他不備事項が多く検査
院からも嚴に注意するやう要望されて居るので各收入官更は調定を
勵行し計算證明規則に據る正式書類を提出されたい

（計證規二八、一三一、一七、四六一、四八、五〇條經決第一五七、二
二八號經監第七一、一五七號參照）

3. 分掌官扱と收入官更扱との歳入金處理手續上の區劃について

（分掌官前度は徴收官の代理として納入に納入告知書を發行し納入
をして日限に拂込ませる制度（復員局の定めた準規程の實行方法）
で徴收官と同様收納の命令を發し日本銀行又は出納官更をして現
金の收納に任せしむる機関である従つて自身現金の收納はしない

のである

(四) 收入官吏業務は會計法規に定められた歳入金のうち現金收納機関である

(五) 分掌官が発行した納入告知書により收入官吏が收納する場合は收入官吏は正式の現金拂込書を使用し納入告知書番號分掌官名を記載し收入官吏扱の決算であることを判然とされ度い（一復第一二六〇號第五參照）

（令第二六、三一條計證規第四六、五〇條出吏規第一二、一三、一七、二三條一復第一二六〇、一二六一號參照）

々領收済通知書の取扱について

收入官吏が收納した歳入金を現金拂込書により日銀に拂込む場合には出納官吏事務規程第一號書式の通りに記載し（年度區分、番號、拂込人資格氏名、通知書片の裏面に報告書との關連事項等は必ず記入すること）納入告知書による領收済通知書と判然さる如くせられたい（本來替

式は自ら區分せられてゐるのであるが各取扱者が相互の書式を濫用混同することによつて此弊害が起るのであるから要すれば通知書表面に收入官吏何月分決算と附記せられ度い）（出更規第一七條參照）

5. 年度區分に就いて

年度區分の觀念は一般に輕視せられてゐる傾向があり特に歳入金に於てさうである本年度當初も日銀との證明決算面に於て多大の支障を來たした例へば現金拂込書の年度區分欄に誤記若くは記入洩れがあつた爲徴收官決算と日銀帳簿（月計突合表其他）とが一致しなかつたり徴査院提出の證據書類の科目が新年度であるのに拂込書の科目は舊年度であるため徴收官決算が合致しなかつたりしたので特に現金拂込書報告書等には遺漏のない様留意せられ度い（但し新年度に移つてからの年度更正は徴收簿の締切徴收額計算書の提出等に依つて困難になるから爲念請承せられ度い）

（財政法第一一條、會計法第九條、令第一三、七條參照）

6. 整理期限について

當該年度の收入金確定額（領收済額）は整理期間内（翌年五月三十一日）に日銀の拂込を了し、收入金現金出納計算書提出時に於て拂込未済のない様確實に處理され度い。

（整理期間中の年度繰分は當該年度であるから爲念附記する。）

（令第三十條参照）

7. 検査書について

毎年三月三十一日は會計令第百十六條に依り出納官吏保管帳簿金庫の定時検査を實施せられるが第四四半期の收入金現金出納計算書には検査の結果に基く検査書の添付を必要とするから特に注意され度い。（令第一一六―一一八號計證規第四七條）

8. 領收済通知書の取扱について

收入官吏が收納した歳入金金を現金拂込書により日銀へ拂込む場合には出納官吏事務規程第十七條第一號書式の通りに記載し（拂込人の資格を必ず記入すること）納入告知書による領收済通知書と判然す